塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　群閃黄光　毎二〇秒に五閃光
光度　実効光度一〇〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
点灯年月日　平成二十二年一月二十日
記事　一　附属施設　レーダー反射器
二　四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所管理

○海上保安庁告示第六十六号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年二月二十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　横浜根岸第五号灯浮標
位置　京浜港横浜区（横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台の北方約二・一キロメートル）
所在地
北緯　三五―二三―五一
東経　一三九―三九―四六
変更した事項
名称　横浜根岸第五号灯標
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色柱形
明弧　全度
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで八・四メートル　平均水面上から灯火まで八・二メートル
附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十二年一月二十日
記事
名称　呼子平瀬灯台
位置
所在地　佐賀県唐津市（平瀬）
北緯　三三―三四―五五
東経　一二九―五四―三八
変更した事項
光度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで七・七メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十二年一月二十日

○海上保安庁告示第六十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年二月二十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　常陸川尻港南防波堤灯台
位置
所在地　茨城県日立市（川尻港南防波堤外端）
北緯　三六―三九―〇〇
東経　一四〇―四二―一二
変更した事項
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
変更年月日　平成二十一年十月十四日

名称　陸中崎浜港東防波堤灯台
位置
所在地　岩手県大船渡市（崎浜港東防波堤外端）
北緯　三九―〇六―〇九
東経　一四一―五一―三一
変更した事項
光度　閃光実効光度二五カンデラ　不動光二カンデラ
光達距離　閃光三・五海里　不動光一・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・一メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　平成二十一年十二月十五日

名称　大中瀬戸北灯台
位置
所在地　長崎県長崎港（伊王島灯台の南東方約三・五キロメートル）
北緯　三二―四一―四三
東経　一二九―四七―二九
変更した事項
塗色及び構造　赤色　塔形
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十二年一月二十二日

名称　東京西防波堤灯台
位置
所在地　京浜港東京区（西防波堤外端）
北緯　三五―三五―一〇
東経　一三九―四七―〇三
変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（西防波堤外端）
北緯　三五―三五―一〇
東経　一三九―四七―〇二
記事
補正

名称　鹿川港鎌木防波堤灯台
位置
所在地　広島県江田島市（鹿川港鎌木防波堤外端）
北緯　三四―一一―三三
東経　一三二―二六―二七
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで八・二メートル
記事
補正

名称　波多津港西防波堤灯台
位置
所在地　佐賀県伊万里市（波多津港西防波堤外端）
北緯　三三―二二―三一
東経　一二九―五一―五八
変更した事項
位置
所在地　佐賀県伊万里市（波多津港西防波堤外端）
北緯　三三―二二―三五
東経　一二九―五一―五六
高さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
記事
補正

○防衛省告示第三十二号

海上における投下訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年二月二十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年三月九日（予備、同月十日）の一一〇〇から一六〇〇まで
区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒
航空機その他
二機
一　投下訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、投下海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三十三号

海上における投下訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年二月二十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年三月九日（予備、同月十日）の一一〇〇から一六〇〇まで
区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒
航空機その他
二機
一　投下訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、投下海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。